

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	72 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	69 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年4月から同年9月まで

「ねんきん特別便」で申立期間が未納であることを知り、社会保険事務所に納付記録を確認したところ、昭和37年4月から同年9月までの国民年金保険料については、還付しているとの回答であった。還付手続を行った記憶が無いので、還付済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年4月から39年3月までの2年間分の国民年金保険料を39年12月28日に郵便局で過年度納付したことを示す領収証書を所持しているが、社会保険事務所に保管されている国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、この納付期間のうち、時効に掛かる37年4月から同年9月までの保険料を還付決定した旨の記載（還付決定の金額及び年月日）が確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の還付決定日は、年末の閉庁日に当たる昭和39年12月31日と記載されており、しかも、納付の翌日からこの日までは3日しかなく、日本郵便に照会したところ、領収済通知書を社会保険事務所に送付するに当たっては、郵便局所在地の計算センターを経由して行われ、現在の所要日数（平均で2～3日）より当時は時間を要していたとしていることを考慮すると、保険料の納付から還付決定まで余りに短期間であり、不自然な事務処理である。

また、社会保険事務所における当時の国民年金保険料還付整理簿には、還付決定日が昭和39年12月31日、還付日が42年5月1日と記載されており、還付決定から還付まで約2年4か月を要していることも不自然である。

これらを踏まえると、申立期間の保険料は還付されていないという申立人の主張は信ぴょう性が高く、申立期間の保険料相当額が還付されないまま長期間国庫歳入金として扱われていたものと認められ、時効により保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反すると考えられることなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和52年4月から同年12月まで

私は、昭和46年11月に国民年金に加入し、昭和49年度以降に何年か連続して申請免除を受けたが、それまでの国民年金保険料は漏れなく納付したはずである。しかし、申立期間①の保険料が未納となっており、納得できない。

また、私は、昭和52年度分について免除の申請をしたが、夫が昭和52年8月から厚生年金保険に加入したため免除が認められず、53年1月19日に市役所に国民年金の被保険者資格の喪失手続きに行き、その時に、夫の52年4月から同年7月までの保険料及び自身の申立期間②の保険料を納付した。夫の分は納付済みとなっているのに、私の分が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の直前の昭和47年4月から同年12月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録では長期間未納とされ、平成20年3月24日に納付済みに記録訂正されている。また、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、国民年金印紙検認記録の申立期間①に係る欄には検認印が押され、その上にこれを隠すように紙が貼^はられており、不自然な記録となっている。

しかしながら、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとされる申立人の夫も当該期間の保険料は未納となっており、国民年金手帳の検認記録の該当欄には検認印が押されていない。

さらに、申立人の申立期間①に係る保険料が納付期限(昭和48年4月末日)内に納付されたのであれば、旧国民年金法施行規則第73条第2号の規定により、納付があったときに国民年金印紙検認台紙を切り離すこととされているにもかかわらず、昭和47年度の検認台紙は昭和48年7月26日付けの割

印が押された上で切り離されており、同年4月から同年6月までの検認記録欄には同日付けの検認印が押されていることが確認できる。

加えて、納付期限を過ぎた場合には過年度保険料となり現金による納付しかできず、市役所では収納できないことから、昭和48年7月26日に申立人から3か月分の印紙による保険料納付があった時に、市職員が誤って申立期間①に係る検認記録欄に検認印を押した後、市では収納できないことから、これを取り消すつもりで上に紙を貼ったものと推認できる。

その上、申立人からは申立期間①の保険料納付をめぐる具体的な事情についての供述は得られず、申立人が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

なお、昭和47年度は一部期間のみ未納となっているにもかかわらず特殊台帳が作成・保存されていないことについては、平成20年3月24日に昭和47年4月から同年12月までの記録が未納から納付済みに訂正されるまでは、当該年度は全期間が未納の記録となっていたため、特殊台帳が作成されなかったことに不自然さはない。

- 2 申立期間②については、申立人は、昭和53年1月19日に市役所で資格喪失の手続を行うとともに、申立期間②の保険料及びその夫の52年4月から同年7月までの保険料をさかのぼって納付したと申し立てしているところ、申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みとなっている。

また、社会保険庁のオンライン記録及び申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立人は昭和52年8月1日に強制加入の被保険者資格を喪失すると同時に任意加入の資格を取得し、53年1月19日に資格喪失した記録となっており、強制加入資格から任意加入資格への種別変更手続を行っていることが確認できることから、種別変更手続を行いながら、申立期間②の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和41年11月から42年3月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年3月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで

私がAの大学に在学していた時に、母親がB市において、国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれていたと聞いている。

また、結婚後は私が国民年金保険料を納付しており、申立期間②当時は、C区に居住し、近くの郵便局で納付書により国民年金保険料を納付していた。

しかし、申立期間①及び②の保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ5か月又は3か月と短期間である上、申立人は、昭和41年4月に国民年金被保険者資格を取得して以降、60歳に到達するまでの国民年金保険料を申立期間①及び②を除きすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、昭和41年4月から45年3月まで、住民票はB市から移さないで大学に在学しており、その間に申立人の母親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたと申し立てしているところ、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から41年5月ごろに行われたと推認できる。

さらに、申立人の大学在学中の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達するまでの国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立人の学生時代の国民年金保険料を申立期間①のみ納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人は、C区において、国民年金保険料を納付書により郵便局で納付したと申し立てしているところ、同区では申立期間②の当時に納付書により郵便局で国民年金保険料を納付することが可能であった上に、納付意識の高か

った申立人が申立期間②の国民年金保険料のみ納付しなかったとは考え難い。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（53万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を53万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（53万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(104万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を104万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(104万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（115万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を115万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（115万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（97万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を97万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（97万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（86万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を86万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（86万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(112万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を112万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(112万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（62万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を62万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（62万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(104万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を104万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(104万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(114万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を114万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(114万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(136万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を136万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(136万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 6 月 23 日にその主張する標準賞与額（111 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 111 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 23 日

平成 18 年 6 月 23 日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（111 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(134万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を134万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(134万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（91万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を91万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（91万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（97万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を97万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（97万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(104万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を104万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(104万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（98万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を98万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（98万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(114万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を114万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(114万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(115万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を115万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(115万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(136万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を136万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(136万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成 18 年 6 月 23 日にその主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 23 日

平成 18 年 6 月 23 日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（150 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（73万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を73万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（73万3,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(124万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を124万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(124万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(102万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を102万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(102万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(108万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を108万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(108万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（53万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を53万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（53万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（84万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を84万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（84万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(100万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(100万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(100万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(100万8,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（68万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を68万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（68万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（115万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を115万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（115万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(121万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を121万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(121万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(124万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を124万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(124万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（66万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を66万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（66万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（97万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を97万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（97万1,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(115万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を115万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(115万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（93万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を93万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（93万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(111万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を111万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(111万3,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(125万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を125万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(125万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(104万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を104万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(104万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 800

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（84万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を84万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（84万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 801

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（127万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を127万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（127万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(125万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を125万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(125万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（84万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を84万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（84万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（93万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を93万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（93万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(101万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を101万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(101万5,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(104万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を104万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(104万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(124万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を124万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(124万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（98万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を98万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（98万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(114万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を114万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(114万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(125万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を125万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(125万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(114万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を114万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(114万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を113万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(113万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(125万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を125万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(125万6,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(126万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を126万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(126万1,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額（91万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を91万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（91万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年6月23日にその主張する標準賞与額(136万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を136万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月23日

平成18年6月23日に支払われた賞与額と社会保険庁のオンライン記録の標準賞与額が相違しているが、事業所は支払賞与額に基づく厚生年金保険料を控除しながら誤った支払額の賞与支払届を提出したとのことなので、正しい標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出があった賃金台帳(写)等により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額(136万9,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立ての事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和63年3月7日から平成10年5月31日までA社で勤務していたが、平成10年6月1日より、B社の資本が入り、A社はC社となった。勤務地、勤務内容等に変更はなく、その切替えの際に厚生年金保険が1月未納となっているが、厚生年金保険料は給与から天引きされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細票及び源泉徴収票並びにA社の元取締役兼社会保険事務担当者の供述により、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成10年6月1日にA社からC社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細票の保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元取締役兼社会保険事務担当者は、「資格喪失の手続について、平成10年6月1日資格喪失とするところを平成10年5月31日資格喪失と誤った手続をした。」と供述しており、事業主が資格喪失日を平成10年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行って

おらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

厚生年金保険の資格を昭和 53 年 10 月 1 日に喪失後、国民年金の手続をしていなかったため、63 年 11 月までの間は未納となっていた。

昭和 63 年 10 月の結婚を契機に国民年金保険料を納付することとし、63 年 11 月に A 県 B 郡 C 町役場に 63 年 4 月分以降の納付並びに昭和 61 年度及び 62 年度の 2 年分の過年度納付を申し出た。

社会保険庁の記録では、昭和 62 年度分の保険料は平成元年 7 月 27 日に一括納付しているとのことであったが、61 年度及び 62 年度の 2 年度分を一括納付したように記憶しているので、62 年度分のみ納付とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年に昭和 61 年度及び 62 年度の過年度分の国民年金保険料を一括納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 10 月に払い出されており、申立人が納付を申し出たとする時期とほぼ一致することから、申立人は同月ごろに国民年金の加入手続をし、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 53 年 10 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられるが、この加入手続を行った時期は、申立期間の一部について時効により納付できず、特例納付ができる時期でもない。

また、申立人は、昭和 62 年度分の保険料を平成元年 7 月 27 日に一括納付しているが、この時点においても、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 680

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から47年3月まで

昭和43年4月に国民年金に加入しているのに、その後の4年間の国民年金保険料が未納とされている。当時は、町内会が保険料を集金し、3か月分まとめて納付しており、家業を一緒に手伝っていた兄は国民年金加入当時から納付済みであるのに、弟である自分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、その母親が3か月ごとに町内会の集金人に払っていたかと思うとしているが、申立人の所持する昭和48年1月5日発行の国民年金手帳に係る記号番号の払出日は47年12月ごろと推定され、市の国民年金被保険者名簿の保険料納付記録欄で、48年3月6日に現年度分の保険料である47年4月から同年12月までの9か月分を一括納付し、その後、48年3月30日に同年1月から同年3月までの3か月分を納付しており、昭和47年度分を年度末に2回に分けて納付していることが確認できる。

また、上述の納付日（昭和48年3月）を確認後、申立人は、「申立期間の保険料については、母親が町内会の集金人に払っていたかと思うが、昭和46年度分以前の保険料は過年度保険料となり、市役所では納付できないので、社会保険事務所へ直接納付し、その結果、昭和43年4月から47年3月までの4年間の納付記録が不明となったのかもしれない。」とも供述しているものの、過年度納付の記録が確認できず、また、申立期間の大半を占める昭和43年4月分から45年12月分までは時効により納付することができない。

さらに、申立期間当時、家業に従事し同居していた家族全員に保険料の納

付記録が確認できるものの、申立人自身は、申立期間当時、保険料の納付に直接関与していない上、実際に国民年金の加入手続をして、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であり、このほかに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は昭和 48 年 1 月 5 日発行の国民年金手帳を所持しているが、この手帳以外には手帳を交付された記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年9月まで

私は、昭和47年6月に結婚式を挙げ、夫の実家で義母と同居を始めた。同年10月*日に義母が私たちの入籍手続きを行ってくれ、その時に私の国民年金及び国民健康保険の加入手続きを併せて行ってくれたと聞いている。

当時、家計の管理は義母が行っており、国民年金保険料についても義母が2、3か月ごとに家に来ていた集金人に、自分と私たち夫婦の3人分を納付していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料について、義母と夫の分は納付済みとなっているのに、私は国民年金に未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、義母が昭和47年10月27日に国民年金加入手続きを行ってくれたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出管理簿により48年9月20日に払い出されていることが確認でき、国民年金加入手続きは申立人の前後の手帳記号番号の任意加入者の資格取得日から同年10月ごろに行われたと推認できる。また、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、同年10月1日であることから、申立期間は未加入期間とされ、この手帳記号番号によっては申立期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間において住所を移転しておらず、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金加入手続き及び申立期間の保険料の納付は義母

が行ってくれたと申し立てており、申立人自身は直接関与していない上に、申立人の義母は既に亡くなっているため、申立期間の保険料の納付をめぐる具体的事情は不明であり、このほか申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 684

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年2月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年9月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月から58年6月まで

私は、昭和55年2月23日にA市B支所で結婚の入籍手続きをした際に、国民年金の加入手続きも併せて行った。当時は両親と同居し、家業の造園業を手伝っており、国民年金保険料は亡くなった父親が納付してくれていた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年2月に婚姻届を提出した際に国民年金の加入手続きを行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により58年8月15日に払い出されていることが確認でき、申立人は、同年7月10日に強制加入の被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の調査や氏名検索によっても申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は父親が納付してくれていたと申し立てており、申立人は直接関与していない上に、申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金保険料をめぐる具体的な事情等は不明である。このほかに、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から52年9月まで

昭和47年当時、私は大学生だったが、父が「年金に加入した方が良い、国民年金の加入手続をして保険料を払っておいてやる。」と言っていた。

その後、大学、専門学校等を卒業して郵便局に入局したが、それまでの国民年金の保険料が未納になっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から、A区（申立期間後の居住地）で昭和55年4月ごろに払い出されたものと推認でき、申立人に別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳では、最初の管轄はB社会保険事務所、以後、C社会保険事務所（昭和58年12月）、D社会保険事務所（昭和59年4月）に移管された記録となっていることから、申立期間にE区又は実家のあったF市で国民年金に加入したとは考え難い。

さらに、申立人は、資格取得している昭和47年8月当時は学生であったとしており、任意加入の対象者となるが、社会保険庁の記録では強制加入者となっていることなどから、資格取得日が同年8月になっているのは、加入手続の際（昭和55年4月ごろ）に20歳にさかのぼって資格取得したためと考えるのが自然である。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付等していたとする申立人の父も既に死亡しており、当時の状況を聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 686

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から49年3月まで

私は、昭和42年4月に学校を卒業し、その当時、両親がA社を経営していたので、家業に従事した。両親が加入していた国民年金に卒業後すぐに加入手続をし、申立期間は、母が私の給料から国民年金保険料を支払っていた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の記号番号（任意加入者）の被保険者資格取得日から、昭和49年4月1日以降に払い出されたものと推認でき、別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号も前後の記号番号（任意加入者）の被保険者資格取得日から、昭和49年4月に払い出されていると推認され、申立期間のうち、婚姻（昭和46年10月）から49年3月までの期間については、申立人と同様、未加入となっている。

さらに、申立期間当時の住所地を管轄するB市では、申立人の国民年金被保険者名簿等は保管されていないが、昭和53年4月に転居したC町の被保険者名簿では、49年4月1日が資格取得日となっており、申立期間は未加入となっている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母が申立人の給与から保険料を払っていたとすることで具体的な記憶は無い上、申立人の保険料の納付等を行ったとするその母は死亡しており、当時の状況を聴取することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 7 日から同年 11 月 30 日まで

私は、平成 13 年ごろから、派遣会社を通してA社に勤務していたが、公共の仕事をするために必要であると会社から要請され、同社の社員になった。

しかし、給与額が当初の説明と違い少なかったため、会社に申し出て追給を受けたが、申立期間の標準報酬月額が当時の給料に比べ低い金額となっており納得できない。追給分も含めて評価し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している給与明細書と、申立ての事業所の親会社が保管している申立期間に係る賃金支給台帳兼源泉徴収簿により、申立期間については、申立ての事業所から社会保険事務所へ届け出ている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）により、申立人の通算契約期間が9か月であったことが確認でき、申立ての事業所の当時の経理担当者は「このような雇用形態の場合は、初めは事務所で待機することもあり、資格取得時には10万円の見込額で標準報酬月額の届出を行い、工事現場に出るようになってから給与額に応じて標準報酬月額を見直していた。なお、追給分は申立期間以前の派遣社員であった時期の、旅費や宿泊代を清算したものではないかと思う。」と供述しており、申立ての事業所の親会社の人事担当者も、同様の供述をしている。

さらに、申立人について、平成 14 年 12 月 1 日に、14 年 9 月から同年 11 月分の給与の平均月額を基に標準報酬月額が 9 万 8,000 円から 47 万円に改定さ

れており、賃金支給台帳における支給額及び社会保険庁の標準報酬月額に係る記録を検証した結果、事業主の届出が必ずしも不適正とはいえない上、変更後の厚生年金保険料の控除も申立ての事業所が届け出た標準報酬月額に基づき適正に行われていることが確認できる。

加えて、申立人と同様の雇用形態とみられる、同日付けで資格取得している4人については、いずれも資格取得時の標準報酬月額は申立人と同額であり、ほぼ同時期に標準報酬月額が改定されていることが確認でき、このうち二人は、期間雇用であったことや勤務内容、雇用形態が申立人と同じであったと供述している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 4 日から 55 年 2 月 10 日まで

私は、申立期間において、A市のB事業所に勤務していた。同社を退職後、3か月間失業保険を受給していたので、同社において雇用保険とともに厚生年金保険にも加入していたはずである。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間は未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立事業所に昭和 54 年 8 月 16 日から 55 年 2 月 15 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所では、申立期間当時の関連資料は残っておらず、当時の担当者も退職しているため、申立人の厚生年金保険の加入手続等については不明であるものの、当時の運送業界は社員の出入りが激しく、入社後すぐに雇用保険には加入させても、厚生年金保険には加入させない場合が多く、また、従業員の中には給与の手取り額が減るのを嫌がり、社会保険に入りたがらない者も多かったとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は無く、このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 4 月から 31 年 9 月 1 日まで

夫は、昭和 24 年 3 月に大学を卒業後、父の経営する A 社に常務取締役として同年 4 月ごろに入社し、同社 B 営業所で 47 年 3 月まで勤務した。入社と同時に健康保険及び厚生年金保険に加入したはずであるにもかかわらず、夫の同社での厚生年金保険加入記録は 31 年 9 月 1 日から 47 年 4 月 1 日までであり、申立期間が未加入期間となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和 24 年 4 月に申立事業所に入社したと申し立てているところ、申立事業所の商業登記簿を見ると、申立人が同年 6 月 25 日から 41 年 6 月 15 日まで同事業所の取締役就任していることが確認でき、申立期間のうち 24 年 6 月 25 日以降の在籍が確認できる。

しかしながら、当該登記簿によると、設立(昭和 24 年 6 月 25 日)当初の取締役は 4 人(申立人を含む。)で、このうち昭和 31 年 8 月 25 日の役員改選により取締役に再任された者は申立人を含め二人であり、二人とも申立事業所での厚生年金保険被保険者の資格取得日は 31 年 9 月 1 日となっている。また、取締役に再任されなかった二人は申立事業所での厚生年金保険加入記録は見当たらない。以上のことから、申立事業所は、役員について、31 年 8 月までは厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 7 日から 61 年 3 月 1 日まで
私は、A社(元B社)に勤務していたが、この間、手取りが22万円にもかかわらず標準報酬月額があまりにも低く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書により、昭和58年3月分から59年6月分までの差引支給額が22万円であることは確認できるものの、基本給等支給額や健康保険料等控除額の記載は一切無く、厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、標準報酬月額が昭和53年6月の13万4,000円から59年10月には19万円と漸次増加しており、不自然な推移はみられない上、代表取締役の標準報酬月額とほぼ同額となっている。

さらに、申立人が所持する昭和60年分源泉徴収票(昭和59年を60年に修正されている。)に記載されている社会保険料等の控除額は、社会保険庁の記録による標準報酬月額及び当時の被保険者保険料率から求められる被保険者負担額(昭和59年及び60年)を下回っており、申立人が主張している報酬額に基づき厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、申立人が記憶する同僚の一人(申立人と同じ印刷工)は、申立人より約12年早く資格を取得しているが、標準報酬月額は申立人よりも低額であり、当該同僚が記憶している給与額は、社会保険庁の記録(標準報酬月額)とほぼ一致している。

このほか、申立人に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年1月13日から同年4月13日まで

私は、昭和28年9月16日から37年5月10日までA社のB工場で勤務しており、このうち、33年1月13日から同年4月13日の3か月の間はC工場に出向していた。

この出向していた期間も給与は支給されていたので、記録が洩れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社では、申立人がB工場に昭和28年9月16日に入社、37年5月9日に退職した記録があるとしているものの、33年1月13日から同年4月12日までは「第3次操短勧告に伴う優先採用条件付の解雇（離職）」の期間であることから、申立人が申立期間にB工場に在籍していたかどうかまでは確認できないとしている。

また、申立人は、申立期間については同僚とC工場へ出向したとしているところ、当該同僚も申立人と同様、厚生年金保険の加入記録が無い上、「B工場で優先採用条件付の解雇（離職）が昭和33年1月ごろから同年4月ごろまで実施され、その期間一時離職したが、他の工場などへの配置転換は無かった。」と回答している。

さらに、A社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されている頁に記載されている被保険者11人全員が申立人と同様、昭和33年1月13日に資格を喪失し、同年4月13日に再度資格を取得し、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録を確認できない上、うち優先採用条件付の解雇（離職）が申立事業所で実施されたことを覚えている二人は、「その期間に他の工場などに配置転換は無かった。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管しているA社B工場及び申立人が出向していたとするA社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。